

香川大学教育研究投稿要項

(趣旨)

第1 この要項は、香川大学教育研究規程第7条に基づき、香川大学教育研究（以下「教育研究」という。）への投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載論文)

第2 掲載論文は未発表のものに限るものとする。ただし、口頭発表のものはこの限りではない。

(投稿)

第3 教育研究への投稿は次の各号に該当するものとする。

- (1) 研究論文：大学教育に関して、方法や結果に独創性や新規性が認められる実証的、もしくは理論的な研究をまとめたもの。
- (2) 調査研究：大学教育に関して、事例の分析や実践の効果検証などを通じて、改善に有益な新たな視点の提示や具体的な提言を行ったもの。
- (3) 実践記録：大学教育に関する先駆的、特徴的な実践を紹介するもの。
- (4) その他：大学教育に関わる提案、解説、文献・資料紹介及び書評。

(原稿作成)

第4 原稿は、次の事項に留意して作成するものとする。本事項に沿わない原稿は受理しない。

- (1) 原稿は横書きとし、A4版用紙に40字×36行で印字し、14枚以内とすること（注及び図表を含む）。特に図表は厳選し、本文の内容に直接関わるものに限ること。
- (2) 1ページ目には、タイトル、執筆者名、所属、職名を記入すること。
- (3) 日本語原稿には英語のタイトルを添付し、それ以外の言語については、英語のタイトルの下部に括弧書きで記載するものとする。
- (4) 原稿の構成は、本文、付記・謝辞、注、参考文献とすること。
- (5) 原稿は、原則としてワープロソフトで作成するものとする。使用ソフトは、MS-Word形式とし、電子媒体で提出するものとする。

(注・参考文献)

第5 本文において付す注は、当該部分の右上に通し番号で示し、本文の後に一括して掲げるものとする。また、参考文献の表記は別紙参考文献の注意事項に従い、注の後に一括して掲げるものとする。

(提出原稿)

第6 原稿は、図表のレイアウト等を含め、完成原稿とし、電子媒体及び印字されたハードコピー（1部）により大学教育基盤センター紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という。）に提出するものとする。

(校正)

第7 校正の際は原則として誤字・脱字以外の訂正を認めないものとする。なお、校正は初校のみ著者校正とする。

(提出期限)

第8 「教育研究申込書」の提出期限は9月中旬の紀要編集委員会の定める日、投稿原稿の提出期限は11月中旬の紀要編集委員会の定める日とし、いずれも事前に周知するものとする。

(抜刷)

第9 抜刷が必要な場合は、原稿提出時に申し出るものとする。

(その他)

第10 投稿された研究論文等の取扱いについては、紀要編集委員会の議によるものとする。

附 則

この要項は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年12月18日から施行し、平成21年11月10日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年10月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。